

◎妊産婦の方が利用できる期間が延長されました

これまでの利用可能期間
妊娠7か月～産後3か月まで

▶ 現在（1月18日以降）の利用可能期間
妊娠7か月～産後12か月まで

〔多胎児（双子、三つ子など）を妊娠された方は、妊娠
6か月～産後18か月まで利用が可能となりました〕



◎聴覚障がいのある方が対象になりました

新たな対象者 身体障害者手帳 障害名：聴覚（等級：2級、3級）



大分あったか・はーと駐車場って？

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などで駐車場利用に配慮が必要な方が、公共施設や店舗などの入口付近の車いすマーク駐車場や協力区画を適正にご利用いただくため、大分県が共通の利用証を交付する制度です。



詳しくはこちら

◀ 大分県ホームページ
(利用証発行は電子申請でもできます)

国民年金広場

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす

128万円 + (扶養親族などの数 × 38万円)



国民年金保険料学生納付特例の申請について

- 学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。
- 同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要）
- 令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手順をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

次回の
年金相談

- とき 4月27日（水）
- ところ 九重町役場 1階 101会議室

※予約が必要ですので、日田年金事務所
(☎0973-22-6174) までご連絡ください